

チェックシート（新婚世帯用）

対象要件（すべての要件に該当しているかご確認ください）

- | | |
|---|---|
| ☐ 令和7年1月1日～令和8年3月13日までの間に婚姻届を提出し、受理されている | ☐ 夫婦ともに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている |
| ☐ 住民基本台帳に記録されている住所が住宅費用、引越費用及び住宅リフォーム費用に係る住宅の所在地である | ☐ 令和6年の夫婦の（合計）所得が500万円未満である* |
| ☐ 婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下である | ☐ 本補助金の申請日から2年以上継続して本市に居住する意思がある |
| ☐ 夫婦ともに市税及び国民健康保険税を滞納していない | ☐ 他の公的制度による住宅に関する補助を受けていない |
| ☐ 新婚世帯に暴力団員を含まない | ☐ 内閣府及び四街道市による本事業実施に関するアンケート等へ協力する |
| ☐ 過去に地域少子化対策重点推進交付金のうち結婚新生活支援事業又は結婚新生活支援事業費補助金に基づく補助金の交付を受けていない（本市以外の地方公共団体の交付も含む） | |

*貸与型奨学金を返済している場合に、年間返済額を算出した所得額から控除できます。

提出書類（提出書類が揃っているかご確認ください）

- | | |
|--|---|
| ☐ 令和7年度四街道市結婚新生活応援事業補助金交付申請書（様式第1号） | ☐ 婚姻を証明する書類（戸籍謄本または婚姻届受理証明書） |
| ☐ 世帯全員の住民票の写し（個人番号の記載のないもの） | ☐ 夫婦の総所得を証明する書類（所得証明書） |
| ☐ 夫婦ともに市税及び国民健康保険税の滞納がないことを確認できる書類 | ☐ 同意書兼誓約書（様式第3号） |

該当する場合

- | | |
|--|---|
| ☐ 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（貸与型奨学金を返済している場合） | ☐ 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅を賃借している場合） |
| ☐ 住宅の売買契約書又は請負契約書のコピー及び住宅費用を支払ったことがわかる書類のコピー（住宅を取得した場合） | ☐ 住宅の賃借契約書のコピー及び住宅費用を支払ったことがわかる書類のコピー（住宅を賃借している場合） |
| ☐ 引越費用に係る領収書のコピー（引越費用を要した場合） | ☐ 住宅のリフォーム費用に係る工事請負書又は請書のコピー及びリフォーム費用を支払ったことがわかる書類のコピー（住宅をリフォームしている場合） |

〔補助金算出の例〕

夫（世帯主30歳、所得280万円）、妻（28歳、所得50万円）
令和7年4月1日に婚姻届を提出、受理され、市内の賃貸物件に4月に引越、住民登録をし、6月に交付申請書類一式を提出

①婚姻を機に新たに住宅を賃借した際の費用
 賃料5万円×3か月（4,5,6月分） 共益費3千円×3か月（4,5,6月分） 敷金・礼金10万円 勤務先からの住宅手当1万円
 →（5万円-1万円+3千円）×3か月+10万円=22万9千円

②新しい住宅への引越費用
 引越業者への支払い8万円

①+②=30万9千円

この場合の補助金額は、夫の年齢が29歳以下ではないため、上限は30万円となります
 かかった費用が①だけの場合は、5か月後の31万5千円を支払った後、申請いただくと30万円の補助に該当します